

第 4 章 教 職 員

第 1 節 教 職 員 定 数

平成 23 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	平成 23 年度 計	平成 22 年度 定 数	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,547	11,963	7,584	2,991	43,085	43,073	12	
	再 任 用	290	56	230	16	592	477	115	
	非 常 勤	348	295	288	57	988	997	9	
	計	21,185	12,314	8,102	3,064	44,665	44,547	118	
養 護 教 諭	専 任	1,027	455	255	64	1,801	1,809	8	
	再 任 用	6	4	3	0	13	10	3	
	非 常 勤			1		1	1	0	
	計	1,033	459	259	64	1,815	1,820	5	
栄 養 教 諭	専 任	103	34		9	146	120	26	
	再 任 用							0	
	非 常 勤							0	
	計	103	34	0	9	146	120	26	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任				87	87	87	0	
	再 任 用							0	
	計	0	0	0	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,035	494	555	120	2,204	2,198	6	
	再 任 用	22	18			40	26	14	
	嘱 託 員			66	25	91	92	1	
	計	1,057	512	621	145	2,335	2,316	19	
実 習 手	専 任			519	59	578	579	1	
	再 任 用			15	1	16	16	0	
	計	0	0	534	60	594	595	1	
用 務 員	専 任			207	33	240	262	22	
	嘱 託 員			123	16	139	119	20	
	計	0	0	330	49	379	381	2	
栄 養 員	専 任	206	57	6	20	289	321	32	
	再 任 用	2	1			3	0	3	
	計	208	58	6	20	292	321	29	
技 術 職 員	ホ ー ム マ ン 専 任				3	3	3	0	
	ホ ー ム マ ン 再 任 用				1	1	1	0	
	調 理 員 (専 任)			54	50	104	104	0	
	調 理 員 (嘱 託 員)			6	12	18	16	2	
	介 護 員 (専 任)				128	128	131	3	
	介 護 員 (再 任 用)				7	7	5	2	
	介 護 員 (嘱 託 員)				61	61	57	4	
船 員			13		13	13	0		
計	0	0	73	262	335	330	5		
合 計	専 任	22,918	13,003	9,193	3,564	48,678	48,700	22	
	再 任 用	320	79	248	25	672	535	137	
	非 常 勤 ・ 嘱 託 員	348	295	484	171	1,298	1,282	16	
	計	23,586	13,377	9,925	3,760	50,648	50,517	131	

第 2 節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人 事

平成 24 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1)人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2)異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	35	16	309	360
新 任	36	62	486	584
転 任	18	34	763	815
計	89	112	1,558	1,759

中学校（主幹教諭は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	64	8	230	302
新 任	66	91	436	593
転 任	34	19	1,134	1,187
計	164	118	1,800	2,082

小学校（主幹教諭は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	139	56	643	838
新 任	175	177	755	1,107
転 任	53	63	1,838	1,954
計	367	296	3,236	3,899

2 教員採用選考試験

平成 24 年度（平成 23 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

- ア 第 1 次試験 平成 23 年 7 月 21 日（木）
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 23 年 8 月 22 日（月）
 2 日目 平成 23 年 8 月 23 日（火）

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門、教科専門、小論文）、実技試験、クレペリン検査、
口述試験

(3) 選考結果

県立学校 (単位：人)

区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国語	278	244	65	66	建築	16	15	1	1
地歴	349	315	19	19	土木	14	12	1	2
公民	140	105	9	10	化工	16	14	2	2
数学	299	274	50	50	セラミック	5	4	1	1
理科	290	253	62	63	農業	51	46	9	8
音楽	47	44	2	3	水産	10	9	3	3
美術	43	35	2	2	情報	55	48	2	2
保健体育	516	477	32	33	福祉	18	18	1	2
家庭	72	64	10	10	看護	6	6	2	2
英語	334	291	59	54	高校計	2,734	2,425	360	360
商業	98	85	13	13	特別支援学校	664	625	120	120
機械	37	35	7	7	合計	3,398	3,050	480	480
電気	40	31	8	7					

中学校 (単位：人)

区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国語	279	247	52	52
社会	475	414	43	43
数学	330	302	70	70
理科	240	215	80	80
音楽	183	162	12	12
美術	128	116	14	14
保健体育	516	481	48	48
技術	29	26	8	8
家庭	81	80	13	13
英語	518	480	80	80
計	2,779	2,523	420	420

小学校 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
3,128	2,875	710	710

養護教諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
577	519	50	50

栄養教諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
148	124	10	10

(注 1) 推薦による特別選考試験分を含む。

(注 2) 採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

$$\text{採用者数} = (\text{合格者数}) - (\text{合格辞退者数}) + (\text{補欠、繰上者数})$$

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲戒処分の状況 (単位：人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	6	5	1	1	13
県立学校	3	2	0	3	8
計	9	7	1	4	21

第3節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士3人に顧問を委嘱している。平成23年度における争訟件数は、次のとおりである。

争訟の係属状況

区 分	平成23年度(件数)			
	23.4.1 現在	増	減	24.3.31 現在
措置要求	26	50	60	16
不服申立	3	1	0	4
訴 訟	28	40	24	44
計	57	91	84	64

第4節 教 職 員 の 免 許

1 免許状授与件数

平成23年4月1日から平成24年3月31日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教育職員免許状授与件数

区 分	専修免	1種免	2種免	特免	臨免	計
高等学校	363	3,995	...	1	15	4,374
中学校	253	2,909	140			3,302
小学校	96	1,514	364			1,974
幼稚園	9	1,209	1,641	...		2,859
養護教諭	7	219	754	...		980
栄養教諭	1	106	24	131
特別支援学校	4	261	116	...		381
自立教科等	特別支援学校 (視覚障害者)	...	1			1
	特別支援学校 (聴覚障害者)	...				0
	自立活動	...	1	1
計	733	10,215	3,039	1	15	14,003

(注1)「...」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 23 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 する 科 目	1	48
教 職 に 関 する 科 目	12	695
養 護 に 関 する 科 目	1	50
特 別 支 援 教 育 に 関 する 科 目	6	380
計	20	1,173

2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 23 年度の履修結果は、次のとおりである。

実 施 大 学 玉川大学通信教育部（教育学部教育学科）

期 間 平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで

免許取得者 88 人

第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

1 給与改定について

項 目	改 定 内 容
1 給 料 表	(1)人事委員会から勧告された給料表に改める。 (2)現業職にあつては、適用給料表を行政職（一）から現業職給料表に改める。
2 期 末 手 当	1 か月以下の育児休業の期間については、在職期間から除算しない。
3 改 定 時 期	平成 24 年 4 月 1 日 ただし、2 については平成 23 年 12 月 27 日

2 退職手当

平成 23 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退 職 手 当 支 給 人 員 と 金 額 （23.4.1～24.3.31）

区 分	退 職 手 当	
	支 給 人 員 （ 人 ）	支 給 総 額 （ 円 ）
小 学 校	1,865	28,894,773,147
中 学 校	1,097	10,376,219,873
高 等 学 校	837	10,165,294,544
特 別 支 援 学 校	459	1,988,939,657
計	4,258	51,425,227,221

第 7 節 退職後の年金及び公務災害補償

1 年金

平成 23 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和 37 年 12 月 1 日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員(人)	年金額(円)
普通恩給	53	81,644,298
扶助料	177	268,040,585
普通年金	15	9,374,551
遺族年金	8	4,846,824
計	253	363,906,258

2 公務災害補償

(1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)による損害に対しては、「地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 (単位:円)(23.4.1~24.3.31)

区 分	療養補償	傷病補償	障害補償	介護補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計
公務災害	義務制学校	49,287,041 (220)		19,028,742 (7)		32,725,780 (12)		16,203,516 (29)	117,245,079 (268)
	非義務制学校等	10,299,744 (88)		10,434,884 (4)		27,467,480 (10)		13,285,481 (23)	61,487,589 (125)
	計	59,586,785 (308)		29,463,626 (11)		60,193,260 (22)		29,488,997 (52)	178,732,668 (393)
通勤災害	義務制学校	1,314,631 (7)		8,866,841 (4)	170,160 (1)	6,001,716 (3)		16,239,734 (10)	32,593,082 (25)
	非義務制学校等	766,381 (7)		3,608,784 (3)				2,870,269 (14)	7,245,434 (24)
	計	2,081,012 (14)		12,475,625 (7)	170,160 (1)	6,001,716 (3)		19,110,003 (24)	39,838,516 (49)
合計	61,667,797 (322)	0	41,939,251 (18)	170,160 (1)	66,194,976 (25)	0	0	48,599,000 (76)	218,571,184 (442)

(注 1) () は補償人員

(注 2) 義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、大学、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 35 号)」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 23 年度は、該当者 1 人

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」により、「国(厚生労働省)」が補償を行うこととされている。

平成23年度は、該当者23人。

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成24年3月末現在の本県における組合員は51,370人である。

なお、当支部における平成23年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短期給付		福祉事業		介護納付金	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
一般組合員	給料	42.00 (21.69)	42.43 (21.69)	1.65	1.65	5.24	5.24
	期末手当等	33.60 (17.35)	33.94 (17.35)	1.32	1.32	4.19	4.19
船員組合員	給料	38.90 (20.09)	53.03 (27.16)	1.65	1.65	5.24	5.24
	期末手当等	31.12 (16.07)	42.42 (21.73)	1.32	1.32	4.19	4.19

(注1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に0.43、期末手当等に0.34を含む。

(注2) () 内に記載の割合は、健康保険法の規定に準じた特定保険料率である。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金などの支出に充てられる部分の率であり、掛金率及び負担金率に含まれる。

平成 23 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	435,238	4,305,747,399
入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	3,400	27,296,992
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	48	2,845,687
家 族 療 養 の 給 付	352,465	3,408,165,210
家 族 入 院 時 食 事 療 養 の 給 付	2,868	27,076,076
家 族 訪 問 看 護 療 養 の 給 付	313	13,448,920
高 額 療 養 の 給 付	2,124	271,101,632
療 養 費	30,096	128,381,934
家 族 療 養 費	15,800	80,401,778
高 額 療 養 費	2,163	196,412,611
薬 剤 支 給	289,719	1,669,529,494
移 送 費	1	128,290
出 産 費	1,101	461,701,632
家 族 出 産 費	453	189,822,120
埋 葬 料	51	2,535,000
家 族 埋 葬 料	33	1,650,000
計	1,135,873	10,786,244,775

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	610	161,537,549
出 産 手 当 金	0	0
休 業 手 当 金	7	1,213,038
育 児 休 業 手 当 金	10,523	2,015,383,049
介 護 休 業 手 当 金	96	9,984,028
計	11,236	2,188,117,664

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
甲 慰 金	0	0
家 族 甲 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	7	4,264,481
計	7	4,264,481

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	2,914	102,414,900
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	0	0
	出 産 費	1,084	54,000,000
	家 族 出 産 費	446	22,250,000
	埋 葬 料	50	1,250,000
	家 族 埋 葬 料	33	825,000
	傷 病 手 当 金	35	9,398,034
	災 害 見 舞 金	12	3,605,716
	結 婚 手 当 金	1,223	97,840,000
	入 院 附 加 金	2,251	13,876,000
小 計	8,048	305,459,650	
一 部 負 担 金 払 戻 金	6,100	209,832,700	
計	14,148	515,292,350	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	96.9250	99.1375	145.4250	147.6375	義務教育職員 136.9 その他の教職員 82.0
期末手当等	77.54	79.31	116.34	118.11	

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に48.125、期末手当等に38.5含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375、期末手当等に0.3含む。

平成23年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
退職共済年金	1,375	2,504,988,100
障害共済年金	51	74,012,000
遺族共済年金	33	47,956,200
計	1,459	2,626,956,300
退職届書	795	

備考 共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成23年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、へき地医薬品券配付、厚生施設利用補助、介護講座、特定健診等事業など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成23年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成24年3月末における貸付残高は、件数で8,380件、金額で285億5,034万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
一 般 貸 付	335	464,800,000
住 宅 貸 付	52	428,500,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	95	191,500,000
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	1	1,000,000
結 婚 貸 付	28	44,100,000
葬 祭 貸 付	0	0
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
計	511	1,129,900,000

ウ 住宅事業

地方公共団体が行う教職員住宅の建設事業に対して、共済組合の資金を投融資している。

平成 23 年度末における共済組合の保有住宅（償還中の住宅）はない。

エ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 23 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 （単位：人）

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	19,864	8,745	28,609
宿 泊 外	230,991	45,475	276,446
計	250,855	54,220	305,075

2 財団法人愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置されている法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生事業を実施している。

(1)組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 24 年 3 月 31 日現在の会員数は 48,086 人であった。

役員は、会長、副会長（3 人）、委員（会長及び副会長を含め 9 人）、運営審議会委員（40 人）、及び監事（4 人）の構成であり、会議として理事会及び運営審議会を設けている。

(2)事業概要

事業の財源は、会員の掛金（給料の月額×6.5/1000）等であり、以下のとおり事業を行った。

< 福利厚生事業 >

死亡弔慰金、遺児育英金、人間ドック健診補助事業、体育大会助成事業、生涯設計啓発事業、教育文化事業、選択型福利厚生事業、厚生諸費振替費、傷病手当金、介護手当金、入学祝金、義務教育終了祝金、身体障害者補装具購入費補助金、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金及び家族医療費補助金

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 24 年 3 月 31 日現在の加入者数は 34,603 人、貯金残高は 137,198,152,508 円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅を加えた。

平成 24 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 4,981 件

財形年金 3,865 件

財形住宅 961 件

第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 23 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 23 年度 採 用 者	60 人	23.4.18, 21, 25	3 日	学校事務職員として必要な導入研修(給与、福利、公務員の在り方など)
イ 後 期	"	59 人	23.9.12, 20, 26	3 日	学校事務職員として必要な基礎的知識の習得(給与制度など)
(2)中堅者前期研修	平成 16・17 年度採用者	45 人	23.10.20, 31, 23.11.10, 21	4 日	中堅職員として必要な幅広い視野と的確な判断力の養成並びに職務遂行能力の向上(情報公開制度、討議研修等)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 23 年度 昇 任 者	23 人	23.5.23, 30, 6.7	3 日	主査として必要な管理指導能力の養成(リーダーの心得、グループワークなど)
イ 現 任	平成 18 年度 昇 任 者	30 人	23.6.21, 27	2 日	
(4)事 務 長 研 修 新 任	平成 23 年度 昇 任 者	33 人	23.5.10, 19	2 日	事務長としての自覚・役割及び学校経営参画への企画・遂行能力の養成(学校教育の今日的課題、グループワーク等)
(5)特 別 研 修 コンピ ュ ー タ 研 修	希 望 者	18 人	23.6.15	1 日	表計算基礎コース
	"	59 人	23.7.7, 11	2 日	表計算応用コース
	"	34 人	23.9.27, 28	2 日	表計算発展コース
(6)職 場 研 修	平成 23 年度 採 用 者	67 人	23.4.1~ 概ね 2 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン方式による実務研修(庶務、旅費、給与、経理、施設、備品管理など)